

学校において予防すべき感染症について(2020年度版)

下記の病気にかかった場合は、健康を回復するまでの治療や休養の時間を確保するため、及び、集団へ病気が広がるのを防ぐために、「出席停止」の扱いとなります。学校に連絡して、出席停止期間を過ぎるまでは登校を控えてください。再登校の際は、受診先にて出席停止治癒証明書を記入してもらい、感染の恐れがないかを確認してからの登校をお願いします。



1 第一種の感染症(感染症法に定められたもの)

出席停止の期間は、「治癒するまで」

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(脊髄炎)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

2 第二種の感染症(空気感染・飛沫感染するもので、学校において流行する可能性が高い)

出席停止期間は、疾病により定められています。

疾病名	出席停止の期間	感染可能期間・経路等
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	発熱1日前～7日目頃まで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで	咳の出現から、ただし適切な抗菌薬療法開始 5 日程度で感染力は弱くなる
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	発熱出現前日から
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹の発現後 5 日を経過し、かつ全身状態良好になるまで	耳下腺等の腫脹する1～2日前から
風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで	発疹出現7日前から
水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	発しん出現1～2日前から
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	ウイルスの排出は初期数日が最も多いが排便からは数か月排出が続くこともある
結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	喀痰検査で陽性の間は感染力が強い
髄膜炎菌性髄膜炎		有効な治療を開始し 24 時間経過するまで感染源となる

3 第三種の感染症(教育活動を通じ、流行を広げる可能性のあるもの)

疾病名	出席停止の期間	感染可能期間・経路等
コレラ	学校医その他の医師の判断により感染の恐れがないと認めるまで	経口感染。汚染された水・食物、感染者の便など
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		接触・経口感染。生肉などの飲食物。便中に菌が排出されている間は感染力がある。
腸チフス・パラチフス		経口感染。食中毒など
流行性角結膜炎 (はやりめ)		接触感染。プール水・手指・タオル等を介して感染する。
急性出血性結膜炎		接触感染。ウィルス排出は 1～2 週間

その他の感染症(第三種の感染症として扱う場合もある)

条件によって、出席停止の必要がある。(学校医その他の医師の判断による)

疾病名	感染可能期間や経路等	主に呼吸器感染症
感染性胃腸炎	飛沫・接触・経口感染。食品を介する場合もある。便・吐物が感染源となる。便からは数週間以上ウィルス排出が続くこともある。	
サルモネラ・カンピロバクター感染症	鶏肉・鶏卵など食品からの感染が多い。	
マイコプラズマ感染症	飛沫・接触感染。症状がある間が感染のピーク。	
インフルエンザ菌・肺炎球菌感染症	飛沫・接触感染。感染しても症状が出ない場合もある。	
溶連菌感染症	飛沫・接触感染。適切な抗菌薬療法で 24 時間以内に感染力は消失	
伝染性紅斑	飛沫感染・発疹がでた後は感染力なし。	
RE ウィルス・EB ウィルス感染症	飛沫・接触感染	
ヘルパンギーナ	飛沫・接触・経口感染。夏風邪の代表的疾患	
手足口病	飛沫・接触・経口感染。ウィルスの排出期間が長い。	
単純ヘルペス感染症	水疱内のウィルスの接触感染 再発することもある。	
帯状疱疹	接触感染。過去に感染した水痘・帯状疱疹ウィルスが再発する。	
ウィルス性肝炎	A 型 E 型 経口・接触感染。肝機能が正常に戻れば登校可能	
	B 型 C 型 血液・体液を介して感染。急性期でない限り登校可	

出席停止の必要はないが、適切な治療を要する。

水いぼ・とびひ・アタマジラミ・疥癬・皮膚真菌症	接触感染。
-------------------------	-------

参考文献:「学校において予防すべき感染症の解説」(文部科学省)

* 新型コロナウイルス感染症は2020. 2. 1より指定感染症となりました。